

◎不正行為が判明した下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：大林ファシリティーズ株式会社  
業者の住所：東京都千代田区神田錦町1-6
- 指名停止措置期間：令和2年8月24日 ～ 令和2年9月23日  
(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要  
本件は、大林ファシリティーズ株式会社の当時福岡営業所の社員であった者が、平成28年5月2日から平成29年5月1日にわたり、不正に入手した印鑑を使い、同社社員として管理を担当していた福岡市中央区のマンションの管理組合名義の普通預金払戻請求書を偽造し、修繕費などで積み立てている現金をだまし取ったとして、令和2年6月30日、詐欺と有印私文書偽造・同行使の容疑で福岡県警より逮捕されたものである。
- 指名停止措置理由  
当該業者たる大林ファシリティーズ株式会社の当時福岡営業所の社員であった者が詐欺及び有印私文書偽造・同行使の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
 代表：092-471-6331  
 総務部契約課長 構木 和宏（内線 2511）  
 （契約課直通：TEL 092-476-3509）  
 港湾空港関係  
 総務部契約管理官 柴田 裕二（内線 290）  
 （経理調達課直通：TEL 092-418-3345）